

令和 7 年 10 月 16 日

外国人起業活動促進事業（通称：スタートアップビザ制度）について

茨城県では、本県の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的として、外資系企業等の本県進出や外国人起業家の創業を支援しています。2018 年（平成 30 年）12 月 28 日付け経済産業省「外国人起業活動促進事業に関する告示」に基づき、2020 年（令和 2 年）1 月 8 日には、経済産業大臣から、外国人起業活動促進事業を実施する地方公共団体に認定されました。

1 ポイント

茨城県内で起業を目指す外国人の方は、本制度を活用することで、起業準備のために、最長 2 年間の在留資格「特定活動」で日本に在留することができます。

【経営に携わる外国人の経営・管理ビザ（在留期間 1 年）の取得条件】

現行（通常）	スタートアップビザ制度導入後
(1) 日本国内に事業所を確保 (2) 資本金等総額が 3,000 万円以上、かつ常勤従業員 1 名以上の雇用 (3) 申請人の事業経営等経験 3 年以上（大学院を含む。）、又は、経営管理又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野に関する博士、修士もしくは専門職の学位取得 (4) 申請人又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語を有する (1)～(4)に加え、事業計画書等の提出	・地方公共団体の管理・支援等を条件に、左欄（1）～（4）の条件を満たさなくても、最長 2 年間の在留資格「特定活動（起業準備活動）」を付与 ・在留資格が認められてから 2 年以内に左欄（1）～（4）の条件を満たせば、「経営・管理ビザ」取得

2 対象事業

- (1) ライフサイエンス（医療、バイオ・製薬等）を中心に、研究開発型の事業
 - (2) IT 分野（情報通信業）やロボティクスなど革新的技術・技能を用いて高成長を目指す事業
 - (3) 医薬事業（ゲノム情報、医療情報、生物情報等に関する事業）
 - (4) 食品事業（食履歴、育種情報、食薬資源情報等に関する事業）
 - (5) 環境事業（環境暴露情報、行動情報、生活情報等に関する事業）
 - (6) (1) から (5) までの事業を支援する事業
 - (7) その他知事が特に認める事業
- ※ (1)～(6)に加え、茨城県、独立行政法人日本貿易振興機構又は進出予定の市町村等が実施する起業支援等関連事業に参加した実績等があることが必要になりますので、まずは、茨城県に相談してください。

3 適用範囲

茨城県全域

4 対 象 者

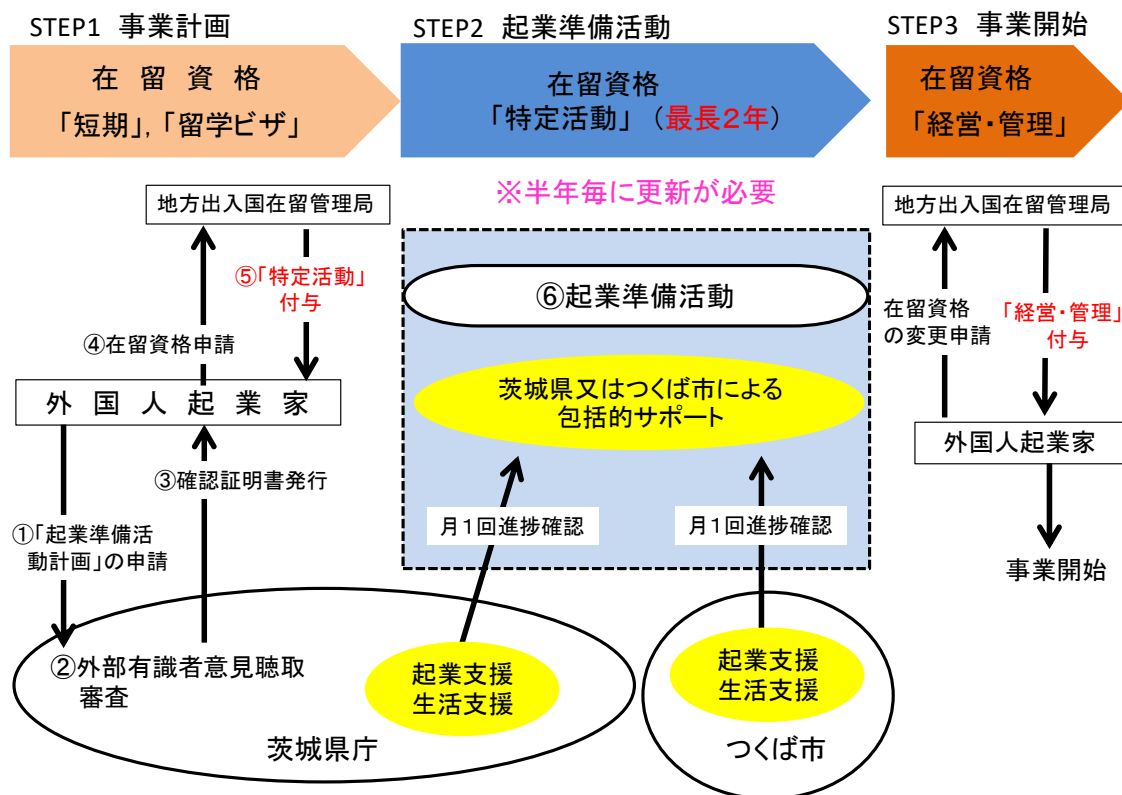
茨城県内で新たに事業を始める外国籍の方

5 手続の流れ

- (1) 外国人起業家が「起業準備活動計画書」を茨城県へ提出する。
- (2) 茨城県が、外部有識者の意見を聴取した上で審査し、外国人起業家に確認証明書を発行する。
- (3) 外国人起業家が、地方出入国在留管理局に②の確認証明書を添付して、在留資格を申請する。
- (4) 地方出入国在留管理局が、外国人起業家に、在留資格「特定活動（起業準備活動）」を付与する。
- (5) 起業準備活動期間中（最長 2 年間）、外国人起業家は、茨城県（※）による包括的なサポートを受けるとともに、一方で、茨城県等が進捗確認と月 1 回の関係機関への報告を行う。

※つくば市における外国人起業家は、つくば市がサポート及び進捗確認を行う。

スタートアップビザ制度概要



6 提出書類

申請を希望する外国人起業家の方は、以下の全ての書類を作成・準備し、提出してください。提出に必要な各様式については、茨城県からお渡ししますので、まずは、茨城県に相談してください。

言語は、原則、日本語で記入してください。なお、日本語での記入が困難である場合、茨城県に相談してください。

(1) 新規申請の場合

- ・様式第1号 起業準備活動確認申請書
- ・様式第1号の2 起業準備活動計画書
- ・様式第1号の3 起業活動の工程表
- ・様式第1号の4 申請人の履歴書
- ・様式第1号の5 誓約書
- ・上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の住居を明らかにする書類
- ・上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の滞在費を明らかにする書類
- ・告示第5の6(1)⑤イ、ロのいずれかに該当することを立証する書類
- ・申請人の旅券の写し
- ・前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

(2) 更新申請の場合

- ・様式第2号 起業準備活動確認申請書(更新用)
- ・様式第2号の2 起業準備活動計画書(更新用)
- ・様式第2号の3 起業活動の工程表(更新用)
- ・在留期間の更新後6月間の申請者の住居を明らかにする書類
- ・在留期間の更新後6月間の申請者の滞在費を明らかにする書類
- ・前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする書類

7 申請方法

申請書は、以下のいずれかに該当する方が、原則として、提出先に持参してください。

郵送する場合、予め、事前に茨城県まで連絡してください。

(1) 提出できる方

- ア 申請者本人
- イ 申請者本人の代理人(様式第1号の7による委任状により代理権を付与された者)

(2) 提出先・連絡先

茨城県営業戦略部国際渉外チーム
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
メールアドレス: invest(at)pref.ibaraki.lg.jp
電話: 029-301-2862

8 参考

外国人起業活動促進事業(スタートアップビザ)【経済産業省】

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startupvisa/index.html>